

国立大学法人一橋大学における公益通報に関する規則

平成19年3月20日
規則第23号

改正 平成19年6月1日
平成23年4月1日

平成22年4月1日
平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）における公益通報の処理体制及び公益通報者（以下「通報者」という。）の保護その他公益通報に関し、必要な事項を定める。

2 この規則において「公益通報」（以下「通報」という。）とは、本学の職員、派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者及び本学の取引事業者（請負契約その他の契約で継続的な契約の取引事業者をいう。）の労働者が、次の各号に掲げる事実を通報窓口に通報することをいう。

一 公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に定める通報対象事実

二 本学における教育活動、研究活動又は業務運営にあたってなされた不正行為

（法令との関係）

第2条 この規則に定めのない事項については、法その他関係法令の定めるところによる。

（通報の方法）

第3条 通報の方法は、電話、電子メール、ファックス、文書又は口頭によるものとする。

（通報窓口）

第4条 本学における通報窓口を学長の指定する学外の弁護士（以下「弁護士」という。）及び総務課長とし、その事務を処理する。

（通報処理委員会）

第5条 本学に、通報の内容等に関する調査及び検討等を行うため通報処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 総務を担当する理事

二 法務を担当する役員補佐

三 事務局長

四 総務部長

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

（通報等の受付）

第6条 弁護士は、通報を受けた場合は、通報者の氏名を伏せて速やかに総務課長に通知するものとする。

2 総務課長は、直接通報を受け又は弁護士から通知を受けた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。

（通報の受理等）

第7条 委員長は、前条に規定する報告を受けた場合は、当該通報の受理又は不受理を決定し、学長及び監事にその結果を報告するとともに、当該通報者に通知するものとする。なお、弁護士を窓口とした通報については、弁護士を通じて当該通報者に通知するものとする。

2 委員長は、前項の決定をするのに当たり、必要に応じて委員会に意見を求めることができる。

（調査）

第8条 委員会は、前条の規定により通報が受理されたときは、当該通報の内容等について速やかに調査を行うものとする。

2 調査は、関係資料の提出その他調査の実施上必要な協力を求めることにより実施する。

3 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

（調査の協力義務）

第9条 各部署及び職員は、前条第2項の規定により調査の実施上必要な協力を求められた場合は、

正当な理由なくこれを拒否することができない。

(調査結果の報告及び通知)

第10条 委員長は、調査の結果を学長及び監事に報告するとともに、通報者に対し、通報された職員の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、文書により通知するものとする。なお、弁護士を窓口とした通報については、弁護士を通じて当該通報者に通知するものとする。

(是正措置)

第11条 学長は、調査の結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第12条 委員会委員その他通報の処理に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(通報者等の保護)

第13条 学長は、通報者が通報したことを理由として、当該通報者等に対して解雇、契約の解除その他不利益な取扱いを一切してはならない。

2 学長は、通報者及び調査協力を行った者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

3 学長は、通報者及び調査協力を行った者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った職員がいた場合には、本学が定める就業規則に従って、懲戒処分等を課することができる。

(不正を目的とする通報)

第14条 通報をする者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

2 学長は、前項の通報を行った職員に対し、本学が定める就業規則に従って、懲戒処分等を課することができる。

(事務)

第15条 この規則に関する事務は、総務部総務課が処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、公益通報の処理等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年3月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。